

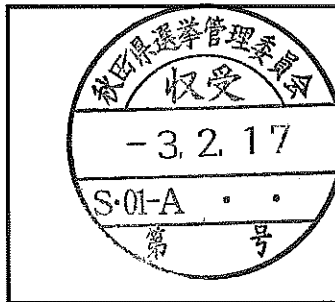
(その1)

【 令和 2 年分 】

# 収 支 報 告 書

ふりがな	すかひひびあきこ こうごんかい
1 政治団体の名称	菅義偉 秋田ふりさと後援会
2 主たる事務所の所在地	〒012-0825 秋田市湖原 2-2-51
3 代表者の氏名	菅 久 臣 一
4 会計責任者の氏名	加藤谷 政美
収支報告書作成担当者の氏名	加藤谷 政美
電話連絡先	0183-72-3021

※選管受付印



他 315

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円以上のパーティを開催した場合)	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 秋田県内	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

資金管理団体の指定の期間  
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間  
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
収入総額	A=B+C				597,015
(前年からの繰越額) B					212,013
(本年の収入額) C					385,002
支出総額	D				544,071
					<del>544,076</del>
翌年への繰越額	E=A-D				52,944

←前年の「翌年への繰越額」と一致

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				385,000
員数 (党費又は会費を納入した実人数)				77人

### (2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附		(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政治団体からの寄附		(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)
イ 政党匿名寄附		(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)		

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。



(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		うち本部又は支部に供与した 交付金（会費等）に係る支出 （再掲）	
1 経 常 経 費	十 億 百 万 千 円		
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		8,573	
(4) 事 務 所 費		<del>85,564</del>	
小 計 (A)		<del>94,137</del>	
2 政 治 活 動 費		449,934	
(1) 組 織 活 動 費		<del>433,404</del>	
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア～エの計)			(ア～エの計)を記載
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計 (B)		<del>449,934</del>	
合 計 (A+B)		544,071	

「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、  
(その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 ( )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
図書購入費	十億 百万 千 円 68,600	2. 8. 28	TSUTAYA 湯沢店	湯沢市元清水 4-3-24	
総理就任祝賀のり	150,000	2. 8. 23	伊藤商店	湯沢市前森 3-9-42	
祝賀会会場費	102,625	2. 8. 23	湯沢グランドHOTEL	湯沢市林下町1-1-1	
この頁の小計	321,225				
その他の支出	128,709				
合計	449,934				

1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付）  
 ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載する。

(その20)



## 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 15 日	
政治団体の名称	菅義偉秋田ふりさと後援会
会計責任者の氏名	加賀谷政夫  (印)
※代表者の氏名	 (印)

※解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名する。

「会計責任者の氏名」欄には記名押印又は署名し、署名は必ず会計責任者本人が自署する。

解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届」(資金管理団体のみ)も併せて提出する。